

令和6年度における独立行政法人自動車事故対策機構の中小企業者に関する契約の方針

令和6年5月23日

独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和6年4月19日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、令和6年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、令和6年度における基本方針において、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が63.8%、金額が約575百万円になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、2%以上を目指すものとする。

なお、当該目標については、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努め、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

本部会計グループなどの「官公需相談窓口」において、中小企業・小規模事業者からの官公

需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する手続き等について情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

3 発注の工夫及び検討

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際は、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした仕様書を作成するよう努め、同方式の更なる活用のため、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

(2) 分離・分割発注の推進

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、商品等を種類毎に分離することや契約期間を一定期間毎に分割すること等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期及び明確な納入条件等の設定に努めるものとする。

(4) 調達・契約手法の多様化による影響への配慮

一括調達、共同調達を行う場合には、経済合理性に留意しつつ、適切な品目等の選定を行い、中小企業庁が取りまとめ分析した事例を参考として活用する。

(5) 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

4 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

(1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

主管支所及び支所において消費される物件等については、極力主管支所管内による調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(3) 中小石油販売業者に対する配慮

国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、平時においても、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

5 適正価格での契約のための対策

(1) ダンピング防止推進の周知

ダンピングの防止について、入札説明等の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

(2) 適切な予定価格の作成

役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料費及び人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含みかつ、最低賃金又は近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性がある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。)についても反映した額)等の最新の实勢単価等、消費税及び地方消費税の負担等を勘案した、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の实勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

(4) 中小企業・小規模事業者が最低賃金法を遵守する義務を履行できるよう配慮

機構は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はそ

の近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金の大幅な改定があった場合には、必要に応じて、最低賃金引き上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 機構は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。

- ② 機構は、物件及び役務の契約の途中で、需給の状況又は労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日策定)の趣旨を最大限に考慮するものとする。

(6) 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する適切な対応

機構は、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

6 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえ、適切な予定価格を作成するものとし、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、履行の確認後、速やかに行うよう努めるものとする。

また、物件の発注にあたっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限せず、官公需を通じた被災地域への支援に努めるものとする。

7 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、機構は、特に上記6に掲げる適正な納期・工期の設定及び適切な予定価格の作成について同等の措置を講じることとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の配慮

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう調達実績の少ない新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

(2) 新規中小企業者からの相談体制

本部会計グループ等の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第4 第1から第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、機構の全ての組織(本部、主管支所及び支所)に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大を図るため、本部に官公需施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、推進本部の体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、「契約の方針」の策定、実績及び課題の把握等を行い、必要に応じて、主管支所及び支所に対し、改善策等を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備等を図る。

○中小企業者の受注機会の増大のため推進体制

「官公需施策推進本部」

「契約の方針」の策定、実績及び課題の把握等を行い、必要に応じて、主管支所及び支所に対して、指導・助言等の実施。

本部長	:	本部経理部会計グループマネージャー
副本部長	:	同 財務グループマネージャー
構成員	:	同 財務グループアシスタントマネージャー
	:	同 会計グループアシスタントマネージャー
	:	同 財務グループチーフ
	:	同 会計グループチーフ

(事務局 経理部会計グループ)

なお、必要に応じて、各主管支所担当マネージャーを追加することとする。